新生児搬送車運行業務　仕様書

1　件名

新生児搬送車運行業務

2　履行場所

和歌山市紀三井寺811番地1
和歌山県立医科大学附属病院内指定場所

3　期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

4　意義

この仕様書は委託業務の大要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、本院の指示にしたがって契約の範囲内で実施すること。

5　乗務員の服務、指導等

（１）　受託者は新生児搬送車を緊急走行させるため、有効な普通自動車免許を取得後少なくとも２年以上経過した者を乗務員として業務を実施しなければならない。

（２）　受託者は毎日１度並びに運行業務実施の前に、アルコール検知器で乗務員の呼気が酒気帯びでないことを確認し、これを運行業務日報（別記第２号様式）に記録しなければならない。

また、アルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、メーカーが定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、保守管理しなければならない。

（３）　受託者は、乗務員に対し業務遂行上最も適した服装を着用させること。

（４）　受託者は、乗務員に対し業務上必要な健康診断を行うこと。

（５）　受託者は、当業務に精通するよう乗務員を指導、教育するものとし、乗務員に防疫、衛生の思想を徹底させること。

（６）　受託者は、乗務員に病院に勤務する一員として必要な接遇・マナーに関する教育を実施すること。

（７）　乗務員は、患者のプライバシーに最大限の注意を払い、個人情報をはじめ業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、受託者は、守秘義務の確保においてスタッフに十分な教育を行うこととする。

（８）　乗務員は不注意や無自覚な行動が重大な事故に結びつく可能性があることを認識し、業務の履行に当たっては、最大限の注意を払うこと。

また、受託者は医療現場での事故防止、感染防止について乗務員に適宜教育及び対応を行うこととする。

（９）　受託者は運行等業務に必要な技能を乗務員に修得させること。

業務実施に必要な法に基づく講習会が行われる場合は乗務員を受講させること。

(10)　乗務員が業務実施に必要なマスク、ゴム手袋については病院が支給する。

6　新生児緊急搬送

（１）　連絡用の電話を確保し、ＮＩＣＵ（新生児特定集中治療室）から出動要請の電話連絡を受けた後、３０分以内に病院内に駐車している新生児搬送車に乗務員が１名以上乗車し、暖機運転を開始のうえ出動可能な状態にすること。

（２）　新生児搬送車に医師及び看護師等が乗車した後、次の事項を確認のうえ出動する。

・出生医療機関の住所及び名称
・同乗医師及びスタッフの氏名
・搬送に伴う注意事項

（３）　医師から緊急走行を実施するように指示があった場合のみ、赤色灯とサイレンを作動させ緊急走行を実施する。

この場合においても安全運転に十分注意するとともに、高速道路を含む有料道路を使用する場合は通行料免除の手続を実施のうえ通行すること。

（４）　出動に際して機器機材の搭載が必要な場合、医師の指示により補助を行う。

（５）　出生医療機関に到着後、医師の指示のもと機器機材等を降ろす作業を行うとともに、新生児の乗車の際には機器機材等の搭載作業を行う。
（６）　病院に到着後、医師の指示のもと新生児の下車と機器機材等を降ろす作業を行う。
（７）　新生児搬送車を保管場所に駐車し、車内清掃、消毒を実施の後、外部電源を接続し保育器のバッテリーが充電されていることを確認すること。
（８）　搬送業務完了後、新生児搬送車運行業務記録簿（別記第１号様式）に記録事項を記入し、受託者の確認を受けたのち、医事課職員に提出すること。

7　新生児搬送
（１）　ＮＩＣＵ（新生児特定集中治療室）より他の医療機関まで新生児を搬送する必要が生じた場合、医師の指示のもと搬送業務を実施すること。
（２）　新生児搬送業務を実施している間については、新生児緊急搬送業務を休止することができる。
　このため、搬送実施に際しては可能な限り新生児緊急搬送業務に支障が生じないように、医師と日程と時間の調整を実施すること。
（３）　新生児搬送車に医師、看護師等及び新生児が乗車した後、次の事項を確認のうえ出動する。
・搬送先医療機関の住所及び名称
・同乗医師及びスタッフの氏名
・搬送に伴う注意事項
（４）　和歌山市以北及び阪和自動車道有田ＩＣ以南の医療機関に搬送する場合は、高速道路を使用することができる。ただし、往路走行に係る料金は患者が負担し、復路走行に係る料金については新生児搬送車に搭載するＥＴＣにより精算する。
（往復100km以上の走行に係る料金は患者が負担し、ＥＴＣは使用しない。）
　高速道路料金の患者負担が生じる場合は、乗務員が立替え払いをし搬送先医療機関で新生児の保護者から集金するものとする。
（５）　出動に際して機器機材の搭載が必要な場合、医師の指示により作業を行う。
（６）　搬送先医療機関に到着後、医師の指示のもと機器機材等を降ろす作業を行うとともに、帰院の際には機器機材等の搭載作業を行う。
（７）　病院に到着後、医師の指示のもと機器機材等を降ろす作業を行う。
（８）　新生児搬送車を保管場所に駐車し、車内清掃、消毒を実施の後、外部電源を接続し保育器のバッテリーが充電されていることを確認すること。
（９）　搬送業務完了後、新生児搬送車運行業務記録簿（別記第１号様式）に記録事項を記入し、受託者の確認を受けたのち、医事課職員に提出すること。

8　母体救急搬送
（１）　出産に際して母体を緊急に搬送しなければならない状態になった場合、新生児救急搬送に準じて搬送業務を行うものとする。
　この場合、保育器の代わりにストレッチャーを搭載する場合があるので、医師の指示により医療機器等を降ろしたり搭載の作業を行うこと。

9　車両維持管理
（１）　新生児搬送車管理のため次に定める日常点検を常時実施し、異常を発見した場合は医事課職員に報告のうえ、その指示のもと車両整備を行うこと。
①ブレーキペダル　②駐車ブレーキ　③エンジンのかかり
④エンジンの低速・加速の状態　⑤ウィンド・ウォッシャの噴射状態
⑥ワイパーの拭き取りの状態　⑦ブレーキ液の量　⑧冷却水の量
⑨エンジン・オイルの量（汚れ）　⑩バッテリ液の量
⑪ウィンド・ウォッシャ液の量　⑫ランプ類の点灯
⑬タイヤの空気圧　⑭タイヤの亀裂・損傷　⑮タイヤの溝の深さ
⑯車両の外観全般の傷や汚れの有無
（２）　業務実施に伴い車両が汚れた場合は速やかに洗車すること。
　また、少なくとも月に１度は車両を洗車のうえワックス掛けを実施すること。
（３）　新生児搬送車の車検、定期点検については、実施時期の前に医事課職員に報告のうえ、その指示に従い実施すること。

（４）　業務実施に伴い新生児搬送車を破損した場合は直ちに医事課職員に報告のうえ、その指示に従い修理を実施すること。

また、業務実施にあたり交通事故が発生した場合は、負傷者の救援と警察への報告を実施した後に医事課職員に報告のうえ、その指示に従うこと。

（５）　病院が所有するＤＭＡＴ車両についても、新生児搬送車に準じて日常点検業務を実施し、異常を発見した場合は危機対策室職員に報告するとともに、少なくとも月に１度は洗車のうえワックス掛けを実施すること。

（６）　新生児搬送車の日常点検や洗車の実施については、新生児搬送車運行業務日報（別記第２号様式）に記録のうえ月に一度医事課職員に報告しなければならない。

（７）　新生児搬送車への燃料の補充については、毎月必要見込額を資金前渡するので補充毎に新生児搬送車燃料購入実績簿（別記第３号様式）に給油者氏名、給油年月日、給油量等の必要事項を記入し受託者が残額等を確認のうえ押印すること。

毎月月末には新生児搬送車燃料購入実績簿（別記第３号様式）と燃料の領収書の提出をもって前渡資金を精算すること。

別記第１号様式

受託者確認

新生児搬送車運行業務記録簿

乗務員氏名	
業務内容	新生児緊急搬送　・　新生児搬送　・　その他(　　)
出生医療機関	
同乗医師氏名	
同乗看護師等氏名	
出動要請日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
乗務員病院到着日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
和医大病院出発日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
搬送先病院到着日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
搬送先病院出発日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
和医大病院到着日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
新生児搬送車走行距離計	出発時　　．　km　：　到着時　　．　km
ＥＴＣカード利用の有無	有　・　無　＊緊急走行時はETCを使用しないこと。
ＥＴＣカード利用区間	往路 復路
【特記事項】	

別記第２号様式

受託者確認

新生児搬送車運行業務日報（　　年　　月）

日付	曜日	乗務員氏名	ｱﾙｺｰﾙ検査	車両点検	洗　車	出 動 等 特 記 事 項
１						
２						
３						
４						
５						
６						
７						
８						
９						
１０						
１１						
１２						
１３						
１４						
１５						
１６						
１７						
１８						
１９						
２０						
２１						
２２						
２３						
２４						
２５						
２６						
２７						
２８						
２９						
３０						
３１						

別記第３号様式

新生児搬送車燃料購入実績簿（　　月分）

医　事　課

小口現金責任者承認印	給油者氏名	給油年月日	燃料種別	給油量	支払額	支払残額	受託者確認印
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	
		平成　　年　　月　　日	レギュラーガソリン	．　ℓ	円	円	